

令和 7 年度

公共事業等費用負担調書

土木部

道 路

道路は、トンネル・橋等道路と一体となっているものを含み、次の種類に分けられる。(道路法)
 [道路の種類] イ、高速自動車国道 口、一般国道 ハ、都道府県道 ニ、市町村道

道路整備課

事業区分	事 業 名	事 業 説 明	費 用 負 担 区 分					
			國道			地方道		
			國	縣	市町村	國	縣	市町村
補助事業	地 域 道 路 改 築 事 業	国・県道の現道の拡幅や線形改良、又はバイパス等の整備を行う事業。						
			(広域連携型外の道路整備)					
			(重点事業)					
			(国) $\frac{5.83}{10}$	(県) $\frac{4.17}{10}$				
			(非重点事業)					
			(国) $\frac{5.3}{10}$	(県) $\frac{4.7}{10}$				
			費用負担区分に国道、地方道の区分なし					
			(広域連携型の道路整備)			(広域連携型の道路整備)		
			$\frac{9}{20}$	$\frac{11}{20}$		$\frac{9}{20}$	$\frac{11}{20}$	
			(水)	特				
			$\frac{3}{4}$	$\frac{1}{4}$				

道路整備課

事業区分	事業名	事業説明	費用負担区分						
			国道			地方道			
			国	県	市町村	国	県		
補助事業	道路改築事業	高規格道路の整備を行う事業。	$\frac{11}{20}$	$\frac{9}{20}$		$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$		
	道路計画調査費	高規格道路の路線指定・区間指定に必要な調査を行う事業。	$\frac{1}{3}$	$\frac{2}{3}$		$\frac{1}{3}$	$\frac{2}{3}$		
	道路施設保全改築事業 (橋りょう補修分)	国・県道の橋りょう補修等を行う事業。	(重点事業) (国) $\frac{5.83}{10}$ (県) $\frac{4.17}{10}$		(個別補助事業) (国) $\frac{5.83}{10}$ (県) $\frac{4.17}{10}$				
						(非重点事業) (国) $\frac{5.5}{10}$ (県) $\frac{4.5}{10}$			
						(国) $\frac{5.3}{10}$ (県) $\frac{4.7}{10}$			
費用負担区分に国道、地方道の区分なし									

道路整備課

事業区分	事業名	事業説明	費用負担区分					
			国道			地方道		
			国	県	市町村	国	県	市町村
単独事業	単県道路改築事業	県道・橋りょう(県道)の小規模な整備を行う事業。					(改良) 17 20	3 20
	単県橋りょう補修費	小規模な既設橋りょうの補修を行う事業。					(橋りょう) 10 10	
	整備特別事業	県土の均衡ある発展を目指すための重要な路線について重点整備を行う事業。					(調査) 10 10	

道路保全課

事業区分	事業名	事業説明	費用負担区分					
			国道			地方道		
			国	県	市町村	国	県	市町村
補助事業	道路施設保全改築費	道路の防災対策や歩道整備、交差点改良等の交通安全対策、及び舗装補修、トンネル補修等を総合的に行う事業。	(広域連携型外の道路整備) (重点事業) (非重点事業) (国) $\frac{5.83}{10}$ (県) $\frac{4.17}{10}$ (国) $\frac{5.3}{10}$ (県) $\frac{4.7}{10}$ 費用負担区分に国道、地方道の区別なし (広域連携型の道路整備) $\frac{4.5}{10}$ $\frac{5.5}{10}$ 費用負担区分に国道、地方道の区別なし					
			(個別補助事業) (無電柱化・通学路等) (土砂災害対策・道路メンテナス) $\frac{5.5}{10}$ $\frac{4.5}{10}$ $\frac{5.83}{10}$ $\frac{4.17}{10}$					
	道路施設保全改築費 (市町村道過疎代行)	過疎代行の要件を満たす市町村の基幹的市町村道の代行整備を実施する事業。				$\frac{5.3}{10}$	$\frac{3.2}{10}$	$\frac{1.5}{10}$

道路保全課

事業区分	事業名	事業説明	費用負担区分					
			国道			地方道		
			国	県	市町村	国	県	市町村
単独事業	単県道路災害防除費	小規模かつ局部的な道路防災対策を行う事業。		10 10			10 10	
	単県交通安全施設等整備事業費	小規模な歩道の整備や交差点改良、道路案内標識等の整備を行なう事業。		10 10			10 10	
	道路舗装費	舗装の補修及び側溝整備を行う事業。 (舗装補修) (側溝整備)		10 10			10 10	
	単県道路環境整備事業費	沿道景観や緑化環境、将来のメンテナンスコストを重視した植栽構造の改善を行う事業。		8.5 10	1.5 10		8.5 10	1.5 10

都市計画

都市計画とは、都市の発展・拡大で生じた居住環境の悪化や交通渋滞などの都市問題に対して、都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることにより、住民の健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保することを目的とする社会制度のことで、都市計画区域の指定、都市計画の決定、都市計画制限、都市計画事業を行う。

都市計画課

事業区分	事業名	事業説明	費用負担区分		
			国	県	市町村
補助事業	地区画整理事業費	公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るため、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更を行う事業。	$\frac{5.83}{10}$	(道路区画) 3.753 $\frac{10}{10}$ (都市再生区画) 4.5 $\frac{10}{10}$ (単県区画) 9 $\frac{10}{10}$	0.417 $\frac{10}{10}$ 0.5 $\frac{10}{10}$ $\frac{1}{10}$
	街路整備事業費	都市計画決定された街路の整備を行う事業。	$\frac{5.83}{10}$	3.753 $\frac{10}{10}$	0.417 $\frac{10}{10}$
	総合都市交通体系調査事業	熊本都市圏における将来の総合的な都市交通計画を策定するための調査検討を行う事業。	$\frac{1}{3}$	$\frac{1}{3}$	$\frac{1}{3}$
	都市公園整備事業費	都市公園における施設整備や老朽化施設改修等を行う事業。	$\frac{5}{10}$	$\frac{5}{10}$	

都市計画課

事業区分	事業名	事業説明	費用負担区分		
			国	県	市町村
単独事業	都市計画調査費	都市計画の決定・変更に向けた調査・図書作成や都市交通施策等に関する調査・フォローアップ等を行う事業。		$\frac{10}{10}$	
	単県街路促進事業費	街路整備事業に係る小規模な工事、用地補償、調査委託等を行う事業。		$\frac{9}{10}$	$\frac{1}{10}$

生活排水処理

生活排水処理施設とは、公共用水域の水質保全を図り、住民が健康で快適な生活を営むために必要な施設であり、主に次の種類がある。

イ　浄化槽　ロ　農業集落排水施設　ハ　漁業集落排水施設　ニ　流域下水道　ホ　公共下水道

下水環境課

事業区分	事業名	事業説明	費用負担区分		
			国	県	市町村
	熊本県生活排水処理構想策定事業	市町村の汚水処理施設の有する特性、経済性等を総合的に勘案し、社会情勢の変化等に応じた効率的かつ適正な整備、運営管理手法を選定した上で、県が市町村と連携して作成するくまもと生活排水処理構想の改定及び生活排水処理対策の効率的な推進のため、下水道整備に関する総合的な基本計画である流域別下水道整備総合計画の改定を行う事業。	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	
補助事業	浄化槽整備事業	国の補助制度を活用し浄化槽設置者に補助を行う市町村に対して補助を行う事業。	$\frac{1}{3}$	$\frac{1}{3}$ (離島、環境配慮)	$\frac{1}{3}$
			$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$ (熊本地震関連)	$\frac{1}{4}$
	農業集落排水施設整備事業	農業集落排水施設の整備を行う市町村に対して交付金を交付する事業。	$\frac{1}{2}$		$\frac{1}{2}$

下水環境課

事業区分	事業名	事業説明	費用負担区分		
			国	県	市町村
補助事業	流域下水道建設事業	河川や湖沼、海域等の水質の保全と、生活環境の改善を図るため、2以上の市町村の区域における下水道の整備を行う事業。	$\frac{2}{3}$	(水、汚泥処理施設) $\frac{1}{6}$ (管渠・管理棟等) $\frac{1}{4}$	$\frac{1}{6}$ $\frac{1}{4}$
	熊本セミコン特定公共下水道建設事業	河川や湖沼、海域等の水質の保全と、生活環境の改善を図るため、特定の事業者の事業活動に主として利用される下水道の整備を行う事業。	$\frac{1}{2}$	(地方債) $\frac{4}{9}$ (企業負担) $\frac{3}{9}$	
単独事業	浄化槽整備事業	市町村が浄化槽整備事業を実施した翌年度に交付する交付金(市町村設置型)。		$\frac{0.65}{10}$	
		くみ取便所又は単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する浄化槽設置者に補助を行う市町村に対する補助。		$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$
	農業集落排水施設整備後年交付金	市町村が農業集落排水施設整備事業を実施した翌年度に交付する交付金。		$\frac{0.65}{10}$	
	漁業集落排水施設整備後年交付金	市町村が漁業集落排水施設整備事業を実施した翌年度に交付する交付金。		$\frac{0.65}{10}$	

下水環境課

事業区分	事業名	事業説明	費用負担区分		
			国	県	市町村
単独事業	流域下水道建設事業	流域下水道の整備に伴う附帯的な事業。		$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$
	熊本セミコン特定公共 下水道建設事業	特定公共下水道の整備に伴う附帯的な事業。		(企業負担) 1	

河 川

河川は一級河川・二級河川及び準用河川に分かれ、これらの河川に係るダム・堰・水門・堤防・護岸等河川管理施設を含むものである。

一級河川とは、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系の河川で国土交通大臣が指定したものである。本県には、球磨川・緑川・白川・菊池川・五ヶ瀬川・大野川・筑後川・大淀川の各水系がある。

二級河川とは、一級河川水系以外の水系で、公共の利害に重要な関係があり知事が指定した河川である。

準用河川とは、一級河川及び二級河川以外の河川で、市町村長が指定したものである。

河川課

事業区分	事 業 名	事 業 説 明	費 用 負 担 区 分		
			国	県	市町村
補助事業	河 川 改 修 事 業 費	ハード対策（改修）とソフト対策（情報基盤整備等）を一体的に実施し、豪雨災害等に対して流域一体となつた総合的な防災対策の推進を行う事業。	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	
	河川等補助災害復旧費	県が維持管理する河川・道路等の被災箇所の災害復旧事業で、1箇所の工事費が120万円以上のもの。 ※激甚災害については国費の嵩上げ有り。	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{3}$	
			(令和2年激甚災害) 0.788	0.212	
	堰 堤 改 良 費	ダム及びダム管理施設等の機能を回復又は向上させ、故障等障害発生リスクを軽減するための大規模な改良、更新を行う事業。	公共費の $\frac{4}{10}$	公共費の $\frac{6}{10}$	協定に基づく負担率による。
	海 岸 堤 防 等 老 朽 化 対 策 緊 急 事 業 費	老朽化した海岸堤防等の施設の機能回復・強化を行う事業。	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	
	災 害 関 連 大 規 模 漂 着 流 木 等 处 理 対 策 事 業 費	海岸堤防等の施設に漂着した流木等の除去を行う事業。	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	

河川課

事業区分	事業名	事業説明	費用負担区分		
			国	県	市町村
単独事業	河川調査費	河川法に基づき、県管理河川について計画的に整備を行うために必要な河川整備基本方針（二級）や河川整備計画を策定する。また、流域治水の推進を図るため、流域対策の治水効果の定量化等を実施する。		10 10	
	河川海岸維持修繕費（治水堤防費）	河川・海岸の公共土木施設の老朽化に伴う維持・修繕・補強を行う事業。		10 10	
	河川外来種等緊急対策事業費	県管理河川におけるウォーターレタス等の外来種の除去、河川に隣接する農地で生産されている農産物の病害虫対策のための除草及びコイヘルペスマん延防止を行う事業。		10 10	
	くまもとマイ・リバー・サポート事業	県が管理する河川において、県民と行政の協働による美しい河川の実現を目指して、ボランティア団体等が行う清掃、除草等の美化活動を支援する事業。		10 10	
	河川掘削事業費	河道内の流下能力を確保するため、河道内に堆積した土砂等の除去を行う事業。		10 10	
	単県河川海岸情報基盤整備事業費	老朽化した気象観測局等の補修等を行い、市町村等への安定した水防情報の提供を行う事業。		10 10	
	単県河川改良費	県下の重要水防区域及び局部的にネックとなっている箇所の河川改良工事を行う事業。		10 10	

河川課

事業区分	事業名	事業説明	費用負担区分		
			国	県	市町村
単独事業	単県特定構造物改築事業	河川・海岸管理施設の長寿命化計画・延命化措置を行う事業。		$\frac{10}{10}$	
	単県河川環境整備費	景観や緑化環境、将来の維持管理経費を重視した植栽構造の改善等を行う事業。		$\frac{10}{10}$	
	単県ダム改良費	国庫補助事業で施行できない小規模な局部的なダム及び管理設備の改良修繕を行う事業。		$\frac{10}{10}$	
	単県ダム堆砂排除事業	貯水池の有効容量内及び貯砂堰堤内に堆積した土石の排除を行い、ダム機能の回復を行う事業。	(協定に基づく負担率による)	(市房ダム) 0.844 (氷川ダム) 0.948 (亀川ダム) 0.767 (石打ダム) 0.793 (上津浦ダム) 0.989 (路木ダム) 0.828	0.156 0.052 0.233 0.207 0.011 0.172
	単県河川等災害関連事業費	災害査定でカットされた箇所や災害復旧箇所に隣接している老朽化したぜい弱な箇所について、災害復旧と併せて補強工事を行う事業。		$\frac{10}{10}$	
	単県海岸保全費	災害の発生を予防、又は拡大を防止するために、海岸保全施設の新設・改良・修繕を行う事業。		$\frac{19}{20}$	$\frac{1}{20}$

港 湾

港湾事業とは、港湾の建設、利用及び管理を行うものである。港湾は次の種類に分けられる。

「重要港湾」とは、国の利害に重大な関係を有する港湾で本県においては、三角港、八代港、熊本港の3港が指定されている。

「地方港湾」とは、重要港湾以外の港湾をいい、本県においては、県管理15港及び市町管理8港の合計23港である。

港湾課

事業区分	事 業 名	事 業 説 明	費 用 負 担 区 分		
			国	県	市町村
補助事業	港湾整備（交付金）事業	重要港湾における港湾施設の建設、改良を行う事業。	$\frac{5}{10}$	$\frac{4}{10}$	$\frac{1}{10}$
		地方港湾における港湾施設の建設、改良を行う事業。	$\frac{4}{10}$	$\frac{4}{10}$	$\frac{2}{10}$
		港湾施設の補修及び局部的な改良を行う事業。	$\frac{2}{6}$	$\frac{3}{6}$	$\frac{1}{6}$
	海岸整備（交付金）事業	高潮等発生時における既存の海岸保全施設の防災機能を確保するための改修等を行う事業。	$\frac{10}{20}$	$\frac{9}{20}$	$\frac{1}{20}$
	港 湾 環 境 整 備 事 業	重要港湾における港湾の環境の保全に資するための事業。	$\frac{3}{10}$	$\frac{6}{10}$	$\frac{1}{10}$
		地方港湾における港湾の環境の保全に資するための事業。	$\frac{3}{10}$ $\frac{24}{100}$	$\frac{5}{10}$ (長 洲 港) $\frac{66}{100}$	$\frac{2}{10}$ $\frac{10}{100}$

港湾課

事業区分	事業名	事業説明	費用負担区分		
			国	県	市町村
単独事業	単県港湾維持浚渫事業	埋没した泊地、航路等の本来の機能を維持するため浚渫を行う事業。		10 10	
	単県港湾修築事業	港湾施設の小規模な補修等を行う事業。		10 10	
	単県港湾海岸危機管理対策事業	海岸保全施設の防災機能を確保するための護岸及び開口部施設等の小規模な補修を行う事業。		10 10	
	単県港湾事業調査費	港湾施設及び海岸施設の事業を円滑に行うための調査等を行う事業。		10 10	
	港湾施設保安対策事業費	重要港湾における国際港湾施設等の保安対策を行う事業。		10 10	

砂防

- ・砂防事業は、流出土砂を調節し災害を防止するため必要な土地を指定し、その指定地管理を行うとともに、砂防工事を施行し、砂防設備の維持管理をすることである。
- ・地すべり防止事業は、地すべり防止区域を指定し、その区域内の管理を行い、地すべり防止工事を施行し、防止施設の維持管理をすることである。
- ・急傾斜地崩壊対策事業は、急傾斜地崩壊危険区域を指定し、その区域内の管理を行うとともに崩壊防止工事を施行し、防止施設の維持管理をすることである。

砂防課

事業区分	事業名	事業説明	費用負担区分		
			国	県	市町村
補助事業	砂防事業	砂防指定地内の渓流において砂防堰堤工、床固工等を実施し土石の流出を防止、調整し、土砂災害を未然に防止する事業。	通常砂防 $\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	
			火山砂防 $\frac{5.5}{10}$	$\frac{4.5}{10}$	
	特定緊急砂防事業	土石流等により災害が発生した一定地区の渓流等において、再度災害防止のための砂防施設を整備する事業。	通常砂防 $\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	
			火山砂防 $\frac{5.5}{10}$	$\frac{4.5}{10}$	
	地すべり対策事業	地すべり防止区域内において地下水排除工、杭工等を実施し、地すべりによる被害を除却し、また軽減する事業。	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	

砂防課

事業区分	事業名	事業説明	費用負担区分		
			国	県	市町村
補助事業	急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地崩壊危険区域内において擁壁工、法面保護工等を実施し、がけ崩れ等による急傾斜地の崩壊を防止する事業。	公共(大規模斜面等) $\frac{4.75}{10}$	$\frac{4.75}{10}$	$\frac{0.5}{10}$
			公共(その他) $\frac{4.5}{10}$	$\frac{4.5}{10}$	$\frac{1}{10}$
			一般(大規模斜面等) $\frac{4.5}{10}$	$\frac{4.5}{10}$	$\frac{1}{10}$
			一般 $\frac{4}{10}$	$\frac{4}{10}$	$\frac{2}{10}$
	火山噴火警戒避難対策事業	阿蘇山の噴火による土砂災害から住民等の人命を保護するための火山監視システムの整備強化及び減災対策のための砂防計画の策定を行う事業。	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	
			基礎調査 $\frac{1}{3}$	$\frac{2}{3}$	
			情報基盤 $\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	
	土砂災害警戒避難対策事業	土砂災害から人命を守るため土砂災害警戒区域指定に向けての基礎調査及び情報基盤の構築を行う事業。			

砂防課

事業区分	事業名	事業説明	費用負担区分		
			国	県	市町村
補助事業	砂防設備等 緊急改築事業	既設の砂防設備等を有効活用し、土砂災害からの安全性向上させるため、緊急改築を行う事業。	砂防	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$
			急傾斜		
			公共	$\frac{4.75}{10}$	$\frac{4.75}{10}$
			一般	$\frac{4.5}{10}$	$\frac{1}{10}$
			公共(大規模・半壊以上)	$\frac{4.875}{10}$	$\frac{0.25}{10}$
	災害関連緊急急傾斜地 崩壊対策事業	当該年発生の風水害、震災等により急傾斜地に新たに崩壊が生じ、放置すれば次期降雨により被害を与えるおそれがある場合に緊急的に実施する事業。	公共(大規模・半壊未満)	$\frac{4.75}{10}$	$\frac{0.5}{10}$
			公共関連・一般大規模(半壊以上)	$\frac{4.75}{10}$	$\frac{0.5}{10}$
			公共関連・一般大規模(半壊未満)	$\frac{4.5}{10}$	$\frac{1}{10}$
			一般(半壊以上)	$\frac{4.5}{10}$	$\frac{1}{10}$
			一般(半壊未満)	$\frac{4}{10}$	$\frac{2}{10}$

砂防課

事業区分	事業名	事業説明	費用負担区分		
			国	県	市町村
補助事業	災害関連緊急砂防事業	豪雨により土石流が発生した渓流及び危険性が高まっている渓流において、砂防設備の整備を行うことにより土砂災害を防ぐために緊急的に実施する事業。	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{3}$	
	砂防激甚災害対策特別緊急事業	災害関連緊急砂防事業箇所のフォロー及び今後の降水により下流の人家等に甚大な被害を及ぼす危険性が高い渓流について砂防設備を設置する事業。	$\frac{5.5}{10}$	$\frac{4.5}{10}$	
単独事業	単県砂防事業	砂防指定地内で、国庫補助事業の対象とならない小規模かつ緊急に施行する必要がある箇所について、砂防施設の整備を行う事業。		$\frac{9}{10}$	$\frac{1}{10}$
	単県地すべり対策事業	地すべり防止区域内で、国庫補助事業の対象とならない小規模かつ緊急に施行する必要がある箇所について、地すべり対策事業を行う事業。		$\frac{9}{10}$	$\frac{1}{10}$
	単県急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地崩壊危険区域内で、国庫補助事業の対象とならない小規模かつ緊急に施行する必要がある箇所について、急傾斜地崩壊対策事業を行う事業。		$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{3}$
	単県砂防調査費	補助事業（砂防、地すべり、急傾斜）採択に向けての事前調査を行う事業。		$\frac{10}{10}$	
	単県砂防施設維持管理費	土砂災害の防止を図るため、既設、砂防・地すべり・急傾斜施設の機能維持を行う事業。		$\frac{10}{10}$	
	危険地区からの移転促進事業	土砂災害特別警戒区域に居住する者の区域外への移転を促進する事業。		$\frac{10}{10}$	

建築

建築物の安全・安心を確保するため、耐震・アスベスト対策等を推進するほか、高齢者や障がい者をはじめ、だれもが利用しやすいユニバーサルデザインの理念による建築物の整備を促進する。

建築課

事業区分	事業名	事業説明	費用負担区分		
			国	県	市町村
補助事業	盛土基礎調査事業	「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）」に基づき、盛土等把握のための基礎調査を行う事業。	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	
単独事業	建築物防災対策推進事業	緊急輸送道路沿道の民間建築物における耐震診断について補助を行う市町村に対し助成を行う事業。	$\frac{1}{3}$	$\frac{1}{6}$	$\frac{1}{6}$ (市町村) $\frac{1}{3}$ (民間事業者)
	住宅耐震化緊急促進事業	令和6年能登半島地震における甚大な被害状況を踏まえ、木造住宅の耐震化を加速させるため、木造住宅における耐震診断等について制度を拡充し補助を行う市町村に対し助成を行う事業。	$\frac{3}{10}$	$\frac{3}{10}$	$\frac{3}{10}$ (市町村) $\frac{1}{10}$ (民間事業者)

建築課

事業区分	事業名	事業説明	費用負担区分		
			国	県	市町村
単独事業	がけ地近接等危険住宅移転事業費	がけ地等に近接する危険住宅の移転等について、危険住宅の除却費用及び新たに住宅を建設又は購入するための借入れ元金の利子相当額を補助する市町村に対し助成を行う事業。	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
	危険地区からの移転促進事業	土砂災害特別警戒区域に居住する者の区域外への移転を促進する事業。		$\frac{10}{10}$	
	やさしさと夢あるまちづくり支援事業費	民間建築物におけるやさしいまちづくりを推進するため、店舗・旅館・飲食店等不特定かつ多数の人が利用する建築物に、ユニバーサルデザインを取り入れた改修整備について補助を行う市町村に対し助成を行う事業。		$\frac{1}{3}$	$\frac{1}{3}$ (市町村) $\frac{1}{3}$ (民間事業者)
	民間建築物アスベスト緊急改修促進事業	民間建築物におけるアスベスト除去等改修を行う所有者等に対して補助を行う市町村に対し助成を行う事業。	$\frac{1}{3}$	$\frac{1}{6}$	$\frac{1}{6}$ (市町村) $\frac{1}{3}$ (民間事業者)

住 宅

良質な住宅ストック及び良好な住環境の形成を図り、県民が安定したゆとりある生活を営むことができるよう、公営住宅の改修・改善工事や高齢者向け優良賃貸住宅の供給、市町村が行う空き家対策の支援等を行う。

また、熊本地震の対応として、被災者の負担軽減のための二重ローン対策を行う。

住宅課

事業区分	事 業 名	事 業 説 明	費 用 負 担 区 分		
			国	県	市町村
	公 営 住 宅 ス ト ッ ク 総 合 改 善 事 業 費	県営住宅を有効に活用するため、長寿命化を図るための計画的な修繕や改善工事を行うとともに、高齢社会への対応など、入居者の安全や良好な居住環境を確保する工事を行う。	$\frac{45}{100}$	$\frac{55}{100}$	
補 助 事 業	高 齢 者 向 け 優 良 賃 貸 住 宅 供 給 促 進 事 業 費	高齢者向けにバリアフリー化し、生活支援サービスを備えた優良な賃貸住宅を供給する民間事業者に家賃減額及び整備費補助を行う。 また、住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅として改修する民間事業者への補助を行う。	$\frac{1}{2}$	(家賃減額補助) $\frac{1}{2}$	
			$\frac{9}{100}$	(整備費補助) $\frac{11}{100}$	$\frac{80}{100}$
			$\frac{9}{100}$	(整備費補助 (拠点機能集約化)) $\frac{16}{100}$	$\frac{75}{100}$
			$\frac{9}{30}$	(改修費補助) $\frac{11}{30}$	$\frac{10}{30}$

<民間事業者>

<民間事業者>

<民間事業者>

<民間事業者>

住宅課

事業区分	事業名	事業説明	費用負担区分		
			国	県	市町村
補助事業	空家等対策総合支援事業	地域の住環境の向上のため、市町村が主体的に取り組む空家等対策の支援を行う。	(空家対策専門家派遣支援事業) $\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$
単独事業	住宅再建支援（二重ローン対策）事業	住宅の既往債務を有する熊本地震の被災者が、住宅の新築等を行うにあたり、新たに借入を行った場合について、被災住宅に係る既往債務残高の利子相当額を対象として補助を行う。	(空家活用促進モデル事業) $\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$

